

## 1905（明治38）年5月22日家屋税に関するハーグ国際 仲裁裁判所判決（日本対英仏独）

### 日本の課税管轄が問われた最初の仲裁裁判（黎明期）

日本近代化を阻む最大の桎梏の一つは、ペルリ来航をはじめとする欧米による開国強要ポリシーの結果、列強との間で締結された一連の不平等条約にあり、これをいかにして撤廃するかが明治政府の喫緊の課題であった。不平等条約は、領事裁判をはじめとする日本の管轄を制限するものであり、本稿で扱う家屋税事件もそうした文脈で生じたものである。

不平等条約の締結者は幕府であり、事件当時の当事者は、明治政府であること並びに両者の法体系の激変に照らせば、連続性に疑問なしとしないが、明治政府がこの点に何ら異議を挟まなかったことからすれば、不平等条約はそのまま承継されたものとして論を進める。

幕府の署名者は大君とあり、最終的には勅許を得たので、条約そのものは有効。

なぜ徳川と明治の連続性に触れたのかといえば、幕府の法体系（特に取引法の欠落）に「不平等」条約の原因が介在しており、相手国の立場からは、到底当時の幕府の管轄を容認できないと考えたものと思われる（見方を変えれば、双方向の開国の条件が未成熟）。相手国からすれば、条約承継後の明治政府の法体系が近代化しない限りは、改訂交渉に応じないとするのは、ある意味で自然である。さればこそ明治政府は、幕府の負の遺産を撤廃すべく欧米近代法の transplant に全力を傾注したのである（日本の事情を最小限斟酌した西民法の移植）。

これまで本件について国際法学者の研究は少なからず認められるが、租税法の視点から扱ったものを私は知らない。当時の資料が必ずしも多くなく、十分とはいえないところ、限られた資料をベースに一部推測もまじえながら私見を述べたい。

- 西欧列強との友好通商条約締結への経緯—日米和親から（幕末・維新の事情は略）
- 日米
- 日英（1894・7・16）18条4項

日本国ニ在ル各外国人居留地ハ全ク其ノ所在ノ日本国市区ニ編入シ爾後日本国地方組織ノ一部トナルヘシ

然ル上ハ日本国当該官吏ハ之ニ関シテ其ノ地方施政上ノ責任義務ヲ悉皆負担スヘシ又之ト同時ニ右外国人居留地ニ属スル共有資金若ハ財産アルトキハ之ヲ右日本人官吏ヘ引渡スヘキモノトス

尤前記外国人居留地を日本国市区ニ編入ノ場合ニハ該居留地内ニテ現ニ因テ以テ財産ヲ所持スル所ノ現在永代借地券ハ有効ノモノト確認セラルヘシ而シテ右財産ニ対シテハ右借地券ニ載セタル条件ノ外ハ別ニ何等ノ条件ヲモ附セサルヘシ但シ借地券中ニ領事官トアルハ総テ日本国当該官吏ヲ以テ之ニ代ユヘキコトト知ルヘシ

○日仏（1896・8・4）21条4項（一仏側の資料を用いた交渉の経過については、有利浩一郎・ファイナンスが有益。

○日独（1896・4・4）18条4項

日本国ニ在ル各外国人居留地カ其ノ所在ノ日本国市区ニ編入セラレタルトキハ尤前記外国人居留地ヲ日本国市区ニ編入ノ場合ニハ該居留地内に於テ現ニ因テ以テ場所ヲ所持スル所ノ現在永代借地券ハ有効ノモノト確認セラルヘシ而シテ右地所ニ対シテハ右借地券ニ載セタル条件ノ外ハ別ニ何等ノ条件ヲモ附セサルヘシ

右公文ニ対シ日本国公使ノ送リタル同日付回答文中左ノ一節

第一項乃至第四項ニ陳ヘラレタル土地ニ関スル物権ノ取得、倉庫ノ建設、外国人居留地所ノ免税及既得権ヲ本条約消滅後ニ存続スルコトニ関スル事項ハ悉皆適当ト相認メ候

**明治政府の宿願であった所謂不平等条約の改定の結果、何が起こったか**

- 不平等条約改定の内容
- 改訂後の国内税法の動向
- 家屋税事件はなぜ起こったのか

## ○英・独・仏との仲裁契約議定書の論点

(訴訟物)

「仲裁裁判所ノ判決ヲ求ムヘキ係争問題 日本国政府ヨリ発給シ若クハ同政府を代表シテ発給セラレタル永代借地券ニ依リ独逸国、仏蘭西国及大不列顛国ノ臣民若クハ人民カ保有スル土地ニ存在スル日本国元外国人居留地内ノ建物ハ之ヲ 1899年8月ヲ以テ全ク実施セラレタル日本国ト独逸国、仏蘭西国及大不列顛国トノ間ニ於ケル各改正条約ノ規定ニ鑑ミ日本国ニ於テ一般ニ建物ニ対シ其存在スル土地ニ関係ナク賦課セラルル市税及地方税ヲ免除セラルヘキモノナリヤ否ヤ」

## ○家屋税事件の仲裁裁判判決

日独通商航海条約第四項

日仏条約二十一条四項

日英条約十八条四項

上文ニ抄録シタル条約及其他協定ノ規定ハ日本国政府ヨリ又ハ其名ヲ以テ発給セラレタル永代借地券ニ依リ保有セラルル土地ニ対シテノミ該地券ニ特ニ規定シタルモノヲ除クノ外一切ノ租税・賦課金・取立金及条件ヲ免除シタル乎將タ土地竝ニ該地上ニ現ニ築造セラレ若クハ将来築造セラレルヘキ一切ノ建物ニ対シテ之ヲ免除シタル乎

日本国政府ノ主張スル所ニ依レハ前掲租税及公課等ノ免除ヲ愛クヘキモノハ独り土地ニハトモ独逸国仏蘭西国及大不列顛国ハ之ニ反シテ右ノ免除ハ独り土地ノミナラス該土地ノ上ニ築造セラレタル建物モ亦之ヲ愛クヘキモノナリト主張セリ

案スルニ永代借地契約ニ依リ当事者雙方ノ負担シタル義務ノ性質及範囲ヲ画定センカ為ニハ舊条約時代ニ於テ日本国官憲ト諸外国代表者トノ間ニ締結シタル諸条約及協約ヲ研究スルヲ要ス而シテ右諸約書竝ニ永代借地券ニ記載シタル規定ニ依リ当時日本国ノ或市港ニ於テ外国人居留地ヲ創設スルニ当リ同国政府ハ該創設事業ニ幫助ヲ與ヘ該地域内ニ於ケル外国人ノ都会的生活ヲ便利ナラシメンカ為ニ幾多ノ工事ヲ施シタリ而シテ日本国法律ノ原則ニ依レハ外国人ハ日本国内ニ土地所有權ヲ得ルコト能ハサリシカ故ニ同国政府ハ単ニ外国人ニ与フルニ土地ノ永代借地權ヲ以テシ借地券ヲ発給シタリ右借地券ニ於テハ貸与セラレタル土地ノ面積及該面積ニ比例シテ定メタル借料年額ヲ記載シタリ而シテ外国人居留地ハ日本国市区組織ノ範囲外ニ在ルヲ以テ原則ト為シタレトモ亦別ニ画一ノ行政組織ヲ有スルモノニモ非サリキ但シ数多ノ規則類アリテ居留地行政機関ノ運用方法を定メ且ツ借地保有人ハ右行政費用ノ一部ニ充ツルカ為ニ納金スヘキ旨ヲ定メ其数額及徴収方法等ヲ規定シタリイエドモ夫ノ借地料ト称スルモノハ独り賃貸ノ料金ニ対當スルノミナラス日本国政府カ借地人ノ為ニ供給シタル利便ニ対シ借地人ヨリ支払ヲ要スヘキ諸租税ニモ対當スルモノニシテ且ツ借地人ハ其借地人タル資格ニ於テハ借地券ニ明記シタルモノノ外何等ノ租税公課類ヲ負

担スルヲ要セサルヘシトノ趣旨ナリシトセサレハ前掲諸文書ノ作成ニ際シ日本国政府ニ対シ外国人ノ負担スル諸般ノ義務ヲ精細審蜜ニ規定シタル所以ヲ了解シ得ヘカラス而シテ其土地ニ関スル限りハ前掲趣旨ニ付双方未タカッテ争ハサル所ナリト雖モ日本国政府ハ永代借地契約ハ単ニ空地ノミヲ其目的物トシタルモノニシテ該地上ニ築造セラレタル建物ハ免税ノ規定中ニ包含セラレサルモノナリト主張シ同国政府ニ属スルモノハ単ニ土地ノミニシテ建物ハ借地人ノ所有ニ属スルモノナルカ故ニ免税ノ特典ハ同国政府ノ所有權ヲ離レサル不動産ニ之ヲ限ルヘキモノナリト説明セリ

- ① 然レトモ今決定スヘキ問題は借地上ニ築造セラレタル建物ハ当事国ノ合意ニ依リ土地ノ從物ト見做サレタリシヤ否ヤヲ単ニ課税上ノ見地ヨリ判断スルニ在リテ此等不動産ニ関スル所有權ノ分別等ヨリ之ヲ解決スヘキモノニ非ス從テ民法上ノ原理に基ケル当事者双方ノ主張ニ対シテハ別ニ説明ヲ與フルヲ要セス
- ② 元來本件ノ目的物タル土地ハ或地区ニ建物ヲ築造スルカ為メニ之ヲ貸渡シタルモノナルコトハ該不動産ノ地位竝ニ日本国政府ノ施シタル準備工事ノ性質ヨリ之ヲ知ルヲ得ヘシ而シテ或居留地ニ於テハ右建物築造ノ義務ニ違背スル者ニ対シ借地券抹消ノ処罰的制裁ヲ附シ且ツ多数ノ地券ニハ借地人カ其義務ニ違背スル場合ニ於テハ其借地上ノ建物ハ日本国政府ノ所有物トナルヘキ旨を規定シアリ此等ノ事情ハ土地及建物ハ永代借地契約当事者双方ノ關係ニ於テ課税ノ見地上全ク別個ノ物件ヲ構成スルモノナリトスル主張ニ反対スヘキ論據ヲ與フルモノナリ
- ③ 又日本政府ハ永代借地券ノ發給ニ関シ獨リ土地ノ所有者トシテ行動シタルノミナラス又自国ノ主權者トシテ行動シタルモノナリ故ニ本件ニ関シテハ当事者ノ意思コソ即チ法律ナレハ永代借地券ヲ正確ニ解釈セムカ為ニハ從來永代借地人ハ各居留地ニ於テ課税上實際如何ナル取扱ヲ受ケタリシヤヲ研究スルヲ要ス然ルニ長年月變化ナク行ハレタル實際ヲ見ルニ建物ハ土地ト同シク借地券ニ明記セルモノノ外一切ノ租税賦課金取立金及条件ヨリ免除セラレタリ
- ④ 而シテ日本国政府ハ右免税状態ハ外国人ノ一般免税特典ト均シク全ク外国領事裁判所ニ於テ日本国税法ニ必要ナル制裁ヲ附スルコトヲ常ニ拒絶シタルヨリ生セル事實的結果ニ過キスト主張スト雖モ該主張ハ之ヲ維持スヘキ証拠ナク且ツ日本国政府ハ獨逸国仏蘭西国及大不列顛国政府ニ対シ其侵害セラレタリシト稱スル課税權ニ関シ未タ嘗テ何等ノ留保ヲ為シタルコトナシ
- ⑤ 加之同政府ハ旧條約時代ニ於テ外国人ノ事實上享有シタリシ免税ノ特權ハ一般的ノモノニシテ居留地外ノ外国人モ亦皆之を享有シタリシト主張スト雖モ兵庫ニ於ケル或不動産(土地及家屋)保有者ノ場合ニ関スル書類ニ徴スレハ右ノ特權ハ一般ニ行ハレタリシモノニ非サルヲ知ルヘシ之ヲ要スルニ旧條約時代ニ於ケル事實的狀態ハ如何ニ觀察スルモ疑ヲ存セサル所ナリ

次ニ新條約規定ヲ解釈ニ付当事国間ニ爭議アルニ依リ茲ニ他ノ二條約ニ先タチテ締結セラレタル日英條約中第十八條成立ノ由来ヲ案スルニ最初ノ諸提案ハ賃借不動産ノ所有權ニ

関シテモ又租税納付ニ関シテモ外国人タル土地保有者ヲ日本人ト同等ニ取扱ハントスルモノナリシカ遂ニ従来行ハレタル制度ヲ維持スルコトニ協定シタルナリ尤モ日本国政府ノ主張ニ依レハ所謂現状トハ単ニ土地ノミニ関スルモノナリトノコトナレトモ此主張ハ日英条約談判中ノ用語ニ依テ維持セラレサルノミナラス右協定ニ関スル日本全権委員ノ提案ヲ見ルニ単ニ「外国人居留地内ニ於ケル現状ヲ維持スルコト」トノミアリテ英国委員カ右提案ニ基キ新案ヲ提出スルニ当たり建物ニ関シ制限ヲ設クルノ趣旨ナリシモノトハ会議録ノ文言ニ徴スルモ又提案ノ文言ニ徴スルモ之ヲ推定スルコト能ハサルナリ而シテ右談判ノ当時迄土地及建物ノ両者ニ適用セラレタル課税上ノ免除ハ其後単ニ土地ニ関シテノミ存続セラレ建物ニ関シテハ消滅シタルモノナリト認ムルノミニテハ右ノ現状ヲ全ク維持スルニ足ラサルヘシ況ンヤ当事者カ右ノ如ク協定セラレタル所ニ基キ条約ノ明文ヲ作成スルニ当リテハ○ニ永代借地券ヲ確認シタルノミナラス尚右ノ財産ニ対シテハ現存借地券ニ包含セラルルモノノ外他ニ何等ノ条件ヲ加ヘサル旨ヲ追加シタルニ於テヤ此最後ノ條款ニ付テハ仏蘭西国トノ条約ノ文言更ニ一層明瞭ナリ加之締約諸国ニシテ若シ果シテ従来ノ慣行ニ反シ免税ノ目的ヲ単ニ土地ノミニ限ルノ趣旨ナリシナラハ當ニ土地ト明言スヘキコト必然ナルニ土地トイフ文字ヲ用キス却テ借地契約カ借地人ノ為ニ創定シタル状態ノ全部ヲ包含スルニ足ルヘキ広潤ナル語辞ヲ用キタリ

⑥ 次ニ本裁判所ハ新条約締結ニ際シ独逸国及日本国両政府間ニ交換シタル諸公文カ独逸国ヲシテ他ノ諸国ヨリモ不利益ナル状況ニ立タシムヘキ性質ヲ有スル説明ヲ包含スルモノト認ムルコト能ハス殊ニ日本国政府ハ独逸国政府カ本件課税免除ハ外国人ニ土地所有権ヲ認メサル日本法制ニ起因スル為シタル事実ニ基キ諸種ノ主張ヲ為シタレトモ茲ニ考慮スヘキハ課税ノ見地ヨリシテハ建物ハ事実上従来常ニ土地ノ従物タル性質ヲ有シタルモノニシテ独逸国政府ハ○ニ大不列顛国ニ許与セラレタル利益ヲ放棄スルノ趣旨ナリシモノトハ想像スル能ハサルノミナラス此ノ如キ想像ハ独逸国ニ最惠国待遇ヲ担保スル條款ニ撞着スルモノナルコト是ナリ如上ノ理由ニ依リ本仲裁裁判所ハ多数決ヲ以テ左ノ如ク判決シテ茲ニ之ヲ宣告スルモノナリ

仲裁裁判議定書ニ抄録シタル諸条約及其他ノ協約ハ独り日本国政府ヨリ又ハ其名ヲ以テ發給シタル永代借地券ニ因リ保有セラルル土地ニ対スルノミナラス該土地竝ニ該地上ニ現ニ築造セラレ若クハ将来築造セラルヘキ一切ノ建物ニ対シテモ亦該地券ニ規定シタルモノノ外一切ノ租税賦課金取立金及条件ヲ免除シタルモノトス

1905年5月22日ハーグ国際仲裁裁判所ニ於テ之ヲ作成ス

\*以上の判決文のうち論点の整理上、下線と太字を施した。

## 研究

### I 日本の課税管轄をめぐる争点一家屋税事件の勃発

1-1 日英改訂 18 条は日本の課税管轄を制限する規定か

○借地券に課税管轄の範囲の様な課税要件を定めることができるか

○課税管轄の継続的制限どころか課税管轄喪失の危機にあったといつてよいのではないか

1-2 18 条の射程—永代借地権に係る登録税、家屋税 +  $\alpha$

○登録税事件は外交的に解決(日本側が譲歩)

○家屋税事件の裁判までの経緯

○借地券の条件という制限が働けば、 $\alpha$  はすべて否定されるが、日本の立法権まで制約できるか

c f。永代借地権を物権的に構成し、上土権の譲渡とみれば、譲渡所得課税(所 33 条括弧書き)

○外国人の有利課税(便益)は有効/不利課税は抵触—OECDモデル 24 条(無差別条項 9

II 明治 32 年は日本の画期的転換期であった

2-1 所得税法の大転換—明治 20 年法から明治 32 年法へ

国会が開設される前の暫定立法機関である元老院で制定された明治 20 年所得税法は、「不平等条約」下、列強に「遠慮」した国籍主義をとるものであったが、明治 32 年法は、国会で制定され、居住者主義へ大きく転換するものであった。明治 20 年当時「不平等条約」を慮って外国人居住者の課税を「遠慮」したとされる(汐見三郎)が、不平等条約の内容と居住者主義とは無関係である。ルドルフの草案は、むしろ条約と抵触しない限り居住者主義を提案していたのである(村井・税研)。

12 年間外国人は所得課税されなかった(free rider)にもかかわらず、更に free rider たらんとするのか。

2-2 不平等条約の撤廃

○改訂に成功した条項

関税自主権

領事裁判

居留地の廃止

廃止しながら永代借地券の既得権を享受させるのは不可解→

大隈、青木、陸奥—陸奥に対する圧力(nationalistic propriety over Japanese land)

青木・自伝 土地の売買よりもむしろ現状維持

○阿蘭陀は争ったが訴訟当事国とならなかったが、判決を享受できる。

○他の諸国に判決の既判力が及ぶ(最恵国待遇)

○最恵国待遇条項の適用(対独逸)

○永代借地権に関する彼我の考え方の違い—土地と建物は主物従物(三強)、しかし英は日本法が別個独立であることは認識—Loenholt から正確な日本法の知見を教示(Howland,424)

### III 家屋税事件に関する国際仲裁裁判所判決評釈

#### ○山田三良のコメント

その形式上より見れば「頗る重大」のように見えるが、その実質上から見れば「誠に一小問題」

外国人の納税義務—「無償にて在留国の保護を享受」free rider 批判

市制 92 条・93 条

#### 永代借地権の性質

日本法は外国人に土地所有権を付与することを許さない。そのため民有地を国が買い上げ、官有地を随意貸し付け、競争貸し付けにより永久貸渡契約。永代借地券により設定した土地使用権(物権、財産権、目的物は土地のみ)

条約、取極書では地所貸渡の競売 public sales of the Leases Land、地面貸渡 Leases of the ground (慶応 2・11・23, 横浜居留地改造約定書 10 条、慶應 3・4・13 兵庫大阪居留地取極 3 条、7 条、明治元・6・19 大阪兵庫外国人居留地約定書 1 条) 土地使用権(兵庫大阪 2 条)—地券によりバラツキ。借地料 annual rent of the Land。居留地ノインフラ費用を政府負担とそうでない場合。結論→家屋は借地権より独立。

居留地は慣習上恰も一国たる如き区画、我が法権、警察権はその区域内ではいささかも行うことを得ざる→ない国民が居留地内に居住すれば、政府は主権行使ができないおそれ—制限=制裁。この制限、制裁を理由に家屋も含める(三強、裁判所の考え)のは、「最も不当なる謬見」。治外法権を悪用する日本人に居留地を貸せば没収(cf. tax havens に類似)

山田の説明は、実証的で説得力あり

#### 条約の解釈

### 日独条約・覚書第三

土地に対し借地料の外何等の租税をも賦課させること

英独仏語は永代借地権を精密に表示すべき述語がないため権利自体の名称を掲げず、その目的物又は目的物の性質、その権利の財産権たる性質より区々の名称を掲げている。「三者共に畢竟唯一の永代借地権」。永代借地権の目的は土地のみ、家屋は永代借地券でいう財産でない。

条約の解釈権は我が政府と本国政府、個人たる外国人にはない。個人たる外国人が課税の不当を争うのは行政裁判所。

法律で家屋税が定められた以上、変更がない限り政府といえども「如何ともすること能はさる」。行政庁は家屋税を徴収、法令執行の職責を全うすべし。外国人は当否は別として納付すべき。仲裁に付託しても怠納処分は行うべし。外国人が本国政府に保護を求めるときは、本国政府が争うのは「課税権の当否如何」であって、「家屋税賦課の取り消し」ではない。本国政府は怠納処分の延期を請求できない。怠納処分があつてはじめてその当否を争う原因が存す。

### 仲裁裁判

#### ○千賀鶴太郎のコメント（判例の下線、太字部分 ①~⑥）

① 建物は土地の「附随スルモノと看做サレタリシヤ否ヤ」の民法上の解釈が問われるべきにもかかわらず、裁判所が「不問ニ措ク」のは、「我輩ノ怪訝ニ堪ヘサル所ナリ」旧条約上、課税上建物を従物とみる約定なし。

② 判決が建物を従物と推定する根拠は、建物をつくるため貸与、政府の準備工事、築造義務違反者は地券抹消、義務違反なら建物は政府の所有。

千賀は上記目的では従物と断定できない。都会の私有地を建築用地と認めれば、私有地上の建物は必ず土地の従物とみなせるか。地券抹消、建物の政府所有は制裁にすぎない。都会の私有地を耕作に用いれば、「土地に附随」といえるか。建物は従物だから政府所有となるのでなく、罰則として没収。没収と附随を混同。

③ 通商条約は合意に基づくから法律とみなす。永代借地権者が「課税上実際にいかなる待遇をうけていたか」で判断。多年間変更はなく課税されていなかったのだから建物も地券記載の条件以外なし。免税。

千賀は「永代借地権者が実際にいかなる待遇を受けていたか」を唯一の判断基準とすることに反対。日本は外交政略方針上明文よりも一層寛容に待遇してきた。これでもって疑義を決めるのは「付会モ亦甚シトイウベシ」。寛容に扱うことと解釈は別。旧条約時代には家屋税記載せず、条約に明記していないから家屋税を課さないのではない。そもそも当時は内外人ともに家屋課税・戸数割なし。家屋税が設けられた時点になぜ直ちに



外国人に課税しなかったのか。日本は条約上の明文がないと統治権に服させることができぬと治外法権を誤解していた。課税しなかったのは、政府の好意によるもので、条約によるものではない。条約改正で治外法権が撤回され、誤解の余地がなくなったので、課税。判決は条約上の義務を誤認。

- ④ 「日本国政府ハ該免除ノ状態タルヤ外国人ノ当時一般ニ免税セラレタルト其理由ヲ同ウシ領事裁判所ニ於イテ日本税法ノ実行ニ必要ナル制裁ヲ附スル事ヲ常ニ拒絶シタルヨリ生セシニ過キス日本国政府ハ・・・其侵害セラレナイト称スル課税権ニ関シ未タカッテ何等ノ留保ヲモ為シタルコトナシ」

### 千賀

証拠がない。日本政府は治外法権につき外国人の誤解に従い「〇〇課税セサリシノミ」。条約に基づき課税しなかったのではない。治外法権が撤回された以上は、先例とみなさず。裁判所は、領事裁判の拒絶により条約解釈をするが、ならばその所以を証明すべき。証明がない以上、領事裁判の拒絶が条約の解釈によるものとはいえない。拒絶により免税状態が生ずるのは日本政府の誤解によるとの証拠にはなるが、条約解釈の疑義を解決とはならない。日本政府の留保がないというが、誤解により課税しないのであれば、治外法権下では課税しないとの推定は可能。留保がないことを理由に条約の疑義を解決す

ることはできない。

- ⑤ 政府は旧条約時代の外国人が事実上享有した免税特権は一般的であり、居住地外の外国人も同様であると主張するが、兵庫の例を見れば課税に服した例もあり、一般的といえない。

### 千賀

例外的に免除特権を放棄した外国人がいるからといって一般的な享有の事実を否定できない。外国人の免税は治外法権の誤解によるものである。居留地外の外国人が任意に課税にふくしたからといって、これでもって条約解釈上の疑義を決めるわけにいかない。

日英交渉で永代借地権について現状維持に合意したからと言って家屋税免除とならない。ここでいう現状とは事実上の現状をいうのではなく、法理的現状をいう。裁判所は任意に法理的現状の内容をきめればよいのである。

財産,property, proprietes の範囲

裁判所は証拠なしに任意に家屋を含むとするのは妄断。家屋を含むとするが、条文の解釈になっていない。

- ⑥ ドイツが英国と同じ利益を放棄する意思があるとはおもわれないので、最恵国待遇を適用すべきである。

### 千賀

英独の条約には差異はない。裁判所が大差ありとするのは、「財産の文字を曲解」するから。裁判所は、冒頭で従物の議論を拒みながら、ここでは「忽然として従物性ありと断案を下す

のは矛盾。従物性の証明なし。

グラム、ルノール両裁判官の判断は不完全であり、彼らの学識上の名声のため惜まれる。千賀は、従物性につき民法上の解決をすべきという。Property,proprietes は字句の前後の連絡から考えれば、土地を意味する。ローマ法上は、地上物は地所に属し、附随する。しかし、本件ではローマ法、外国法を適用せず、日本法を適用すべき。

家屋税は府県税であり、一地方の費用に充つるものであり、居留地の借地料（地税）は地方費用の支弁も含む。明治元年6月19日の大阪兵庫外国人居留地約定書では「・・・地税は・・・借地料の大部分は居留地の費用に充るが、これは府県税でなく、国庫に納付され、そのうち居留地費用を支弁するが、これはあくまでも日本政府の好意にすぎない。

日本政府は弁護方法を誤ったとされるが、大過なないと思う。むしろ仲裁付託に同意したのは失策。

条約全廃のダメージと敗訴のダメージを比べれば、条約全廃を選択すべき。全廃は百利あって一害なし。全廃による列強のダメージは、家屋税問題よりも大。仲裁を欧米は熱望するが、日本は拒否すべきであった。義務国の解釈により、疑義を決めるべき。

私見 一部エキセントリックな箇所が見られるが、概ね正論。

### ○私見（一部研究と重複）

山田は「一小問題」というが、私見は反対。

#### ・当時既に古典的租税条約があったが、通商条約が主流（日本にとり租税条約は論外）

幕末の日本法に照らし、開国をとれば、列強の論理からは不平等条約以外の選択肢はあったか

西欧列強間の規範と対非文明国に対する規範—文明国と非文明国の峻別—非文明国の管轄には服さない＝治外法権(extraterritoriality-consular jurisdiction)

19世紀グローバル化＝帝国主義・植民地化の論理

#### ・不平等条約の改訂

日本の近代法化の評価—日清、日露でも変わらず  
明治 20 年所得税法から明治 32 年所得税法へ  
相手国側特に英(米は微妙) 日本法の認識と交渉は別(英は日本民法、永代借地権を理解—Loenholm は、正確に教示)  
英国の姿勢は基本的には帝国主義に基づく対支那政策と同じ(上海の租界)、既得権の維持を旨とする外交交渉に徹する(英仏)  
日本側 大隈・青木・陸奥の外交交渉—陸奥の判断に何があったか、土地の売買に対する強い抵抗感(青木・自伝)、現状維持は逃避か?  
Zappa 事件(山田三良・外国人の私権享有 5 頁)の認識ありや  
陸奥の評価は微妙—積極・消極

#### ・国際条約と国内法の関係

両者の関係は不離—特に永代借地権は治外法権とリンクした特殊な概念(根拠は条約か? 民法になし)  
外国人居留地(settlement)、永代借地権は場所によりバラツキ  
永代借地権は私法上の契約か—契約は個別の外国人だが、契約当事者は国と国(条約)  
幕末の日本法に照らせば、領事管轄は文明国の知恵(サトウの記録を見よ)  
事件当時の日本法評価は微妙—ラートゲンの明治 20 年法評価 “ein verfruehtes Experiment”  
議会未開設、民商法未施行で元老院の駆け込み立法のそしり、外国への「遠慮」(汐見三郎)  
近代化は未成熟な面あり  
判決は条約の文言に注力  
判決は日本国内法を軽視(土地関係は所在地国法の原則を無視)  
一審かつ終審の仲裁裁判所の限界か

#### ・最恵国待遇と無差別取り扱い

村井・入門 268 頁、水野 OECD 24 条パラ 1、村井・日本租税研究協会 46 回租研大会記録 平 7 年

#### ・Howland の分析に関する私見

欧州重商主義、征服、植民地化、これらの正当化、国際法、文明概念のグローバルな展開—

19世紀東アジアの領事管轄下の外国人居留地。

1858-1869の不平等条約。日本国は日本で外国人が直面する民事・刑事の問題を管理する「文明化した」法的手続を提供できないから、列強はその臣民を日本の管轄から免除し、日本にいる外国人居住者は自国の領事の管轄下に留まるという選択肢を要求した。領事裁判。在日大使の中には、外国人は日本法に服すべきでないと主張したが、日本政府は、領事に対する裁判管轄だけが領事裁判に服すると主張。日本は立法管轄を留保したので、外国人居住者は日本法に服すべきである。日本での狩猟、国内の自由な旅行。不平等条約によって日本が領土主権を主張し、それによって外国人居住者に日本では日本法に従うよう強制する法的基礎を提供したのである。国際的な法的合意として条約により日本は西欧と国内管轄上の平等を示すことができるようになった。条約改定は国際的平等の検証。条約改定交渉で日本は居留地内の永代借地権の維持を選択したところ、三強は改訂条約下での外国人の特権を堅持するべく不平等条約のその規定を用いた。

日本と二三の国が改正条約の原則—治外法権の廃止—であると信じたことに反して、国際法は恒久的な特権ゾーン、つまり割譲された領土でもなければ、完全に日本の管轄下でもないスペースを正当化した。こうした状況下で家屋税事件勃発。居住地は域外飛び領土 (extraterritorial enclaves)。横浜—自国外交代表の管轄下。改訂条約の執行により事件発生、領事管轄の廃止により借地の性質をどう扱うか。土地所有か永代借地権かの選択。家屋税。建物は原借地協定の一部か。借地権のすべての面の原条件は永代か。19世紀国際法の問題が明白となった。事件は日本政府をいらいらさせた。それは裁判官が具体的問題に限定し、二点を無視したから。第一点。判決は改正条約で日本が永久借地に同意したという具体的事実を強調。日本の都会のインフラ、社会状況、税制といった借地状況の変更があったにもかかわらず、旧条約の永久借地を維持。外国人永代借地権者からすれば、1860年代のまま。第二点。日本政府は裁判所に特に平等原則を慎重に検討するよう要望。1860年代には適当とされた賃料も1900年代では不適當。裁判所は、この抽出を無視。なぜならそれは条約の文言に表れていないから。

事件が提起した二点目は抵触法の問題。財産概念及び課税の実際に関する国際社会内の各国の差異。主物従物か土地と建物は別個独立か。欧州各国の実際も一致していない。權威ある学者は所在地主義—*lex loci rei sitae*(or *lex situs*)を支持したが、裁判所は不可解にも日本の慣行を覆した (*inexplicably subverted*)。個々人の借地を私法上の契約と構成した方がよいとする異説もある。

構成

- I Leases in Perpetuity
- II The New Treaties and New Property Taxes
- III The House Tax Case
- IV The Dispute over the Judgement

## V Conclusion

### 参考文献

- アーネスト・サトウ『一外交官の見た明治維新』（上・下）岩波文庫  
家屋税問題仲裁裁判に関する議定書（外務省告示） 国際法雑誌 明治 35 年 9 月  
山田三良「家屋税問題と仲裁裁判」 国際法雑誌 3 号 明治 35 年 4 月  
千賀鶴太郎「家屋税問題ノ仲裁裁判」 京都法学会雑誌 1 卷 2 号 明治 39 年 2 月  
山田三良「外国人の私権享有に就て」 国際法雑誌 9 号 明治 35 年 11 月  
横田喜三郎「常設仲裁裁判所判例研究」 国際法外交雑誌 34 卷 10 号 昭和 10 年  
田付景一「本邦に於ける永代借地制度の沿革（1・2・3） 国際法外交雑誌 41 卷 6 号  
昭和 17 年  
山田久就「永代借地権問題」 法律時報  
石本康雄『国際法の構造転換』中の「明治期における仲裁裁判」 1998 年  
有利 浩一郎「日仏修好通商条約、その内容よフランス側文献から見た交渉経過（1～10）  
～日仏外交・通商交渉の草創期～」ファイナンス 2018 Jun. - 2019 Mar.  
村井 正「明治 20 年所得税法のルーツを探るーなぜプロシヤ階級税かー（上・中・下）  
税研 186・187・188） 2016 年  
村井 正『入門 国際租税法』改訂版 2020 年  
日本租税研究協会 水野忠恒監訳『OECD モデル租税条約 2017 年版』 2019 年

- ・ *Douglas Howland*, The Japan House Tax Case, 1899-1905: Leases in Perpetuity and the Myth of International Equity *ZaoeRV75*(2015), 413-434
- ・ *F. von Martitz*, Der Japan-Streit in: W. Schuecking, Das Werk vom Haag, Ser. II、Die gerichtlichen Entscheidungen, Bd.1, Die Judikatur des Staendigen Schiedshofs von 1899-1913、Teil 1, 1917, 311 et seq;
- ・ *R.K. Reischauer*, Alien Land Tenure in Japan 1936, 49 et seq.
- ・ *Paul-Christian Schenk*, Der deutsche Anteil an der Gestaltung des modernen japanischen Rechts- und Verfassungswesens 1997
- ・ *Vogel/Lehner* DBA 6 Aufl. 2015